

第 17 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成29年1月26日(木)

熊谷市農業委員会

第17回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年1月26日(木) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年1月26日(木) 午前10時13分
- (3) 場 所 江南行政センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 17名
- (2) 欠席数 2名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	出	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	欠	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	欠	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地改良の届出について
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について

報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第17回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、3番青木登喜代委員、19番大澤芳明委員以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、6番夏目亮一委員、7番赤石嘉孝委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第17回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地改良の届出について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、5議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1の案件につきましては、平成28年8月3日、大澤芳明委員、関根政利委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該

当しないものとなっております。

議案番号2の案件につきましては、平成28年12月5日、強瀬兼一委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行いました。その際、所有農地の一部に管理の不足が見受けられましたが、その後耕耘され、農地としての管理が確認できました。経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3の案件につきましては、平成29年1月6日、川田久夫委員、福島敬一委員、農業振興課杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4の案件につきましては、平成29年1月16日、矢島君夫委員、福田和行委員、大里行政センター田口主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5の案件につきましては、平成29年1月10日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター笠原副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6の案件につきましては、平成29年1月10日、強瀬兼一委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7の案件につきましては、平成29年1月5日、菊地修一郎委員、大澤芳明委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、

該当しないものとなっております。

議案番号8の案件につきましては、平成29年1月10日、根岸里次委員、山本勝市委員、事務局洪澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案番号8については、〇〇〇〇委員が譲受人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、先に審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長

それでは、議案番号8の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案番号8について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長

次に議案番号8以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号8以外について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル196枚、発電出力は44.0kwです。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と新設のフェンスの計画がございします。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建の長屋住宅1棟でございします。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留めと新設のコンクリートブロック土留めの計画がございします。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建農業用物置、既設1棟でございします。敷地拡張後の面積は、766.26㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございします。申請のきっかけは、申請地北側の住宅が老朽化したため、住宅の建替えを計画したところ、昭和30年頃から農業用物置を建てて使用していたことが判明しました。物置は農業用資材が保管されており、今後の農業経営に必要であるため、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を
許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可
相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地
番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごと
の筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申
請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明につい
て記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、
汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置しま
す。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

議案番号2は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施
行令第11条第1項第2号イです。駐車場は5台分です。路面施
工としましては、アスファルト舗装で、周囲は新設のコンクリ
ートブロック擁壁の計画がございます。この案件は市道〇〇〇号線、
〇〇〇〇〇〇の道路改良事業のため、〇〇〇〇〇〇の南側に所有
する駐車場敷地が道路用地として収用されるため、代替地を取得
し駐車場として使用する計画です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、駐車場は64台分です。
路面施工としましては、砂利敷で、周囲は一部既設のコンクリ
ートブロック擁壁がございます。当該法人は、県道〇〇〇〇線沿い
にある〇〇〇〇〇〇を運営しております。現在、園舎の南側敷地
を教職員駐車場として使用しておりますが、この敷地に小規模保
育事業所を建築する計画があり、現在使用している教職員用の駐
車場が無くなってしまふこと、今後、新規事業所ができることで
保護者の増加が見込まれること、また幼稚園周辺は住宅地にあり、
行事の際に近隣住民に迷惑がかからないように新たに駐車場の確
保が必要になったため、申請に至りました。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は、鉄骨造2階建、汚水は農業集落排水管に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック積フェンスがございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

石原委員 2番の案件ですが、路面施工はアスファルト舗装とありますが、4番、5番の案件は雨水対策が記載されています。アスファルト舗装については、雨水対策は必要ないのですか。アスファルト舗装の場合、雨水は浸透しませんよね。家を建てる時は雨水対策を確認するのに、舗装する場合は雨水対策は確認しないのですか。

事務局 雨水対策については基本的には500㎡未満はお願い事項です。建築確認を取るときに、建築審査課で建物については屋根に降った雨水を一時的に浸透なり貯留なりをするようにお願いしています。1000㎡以上を超えると強制的に対策を取るよう指導しています。今回の駐車場は、面積が227㎡であり、駐車場そのものを全部雨水対策をすることについては、面積的には無理にさせていただかなくても良い面積になります。お願いとしては表面を浸透舗装にさせていただくとか、一時的に溜まる所を設けていただくこともあります。今回の場合、〇〇〇〇〇〇の一番東であり、湛水地区であり、水路もあり、ここについては対応していただくことになります。

また、駐車場や資材置場等で転用する場合、転用の審査項目として周辺の農地等に影響がないような被害防除の対応しているかというのがあり、雨水対策も確認しています。今回の申請地については、隣接地は道路と水路で農地はありませんが、現地の状況を良く確認し指導もしていきます。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします

す。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地改良の届出についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、施工業者、土質土量、目的を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案書資料の11ページをご覧ください。資料の左側が案内図で、申請地は○○○○○○○○○○の南側で、市の○○○○○と○○○○○の間に位置しています。資料の右側が公図で、申請地は斜線部分で、隣接する囲った部分が申請者の所有農地で現況が畑であるため、農地改良して一体的に畑として使用する計画です。12ページの資料の左側が工事計画書で、工期は30日、工法は客土A、嵩上高は現況面から35cm嵩上げし、覆土高は35cmです。作付計画書についてですが、作物は白菜の計画で、世帯の労働力は申請者と妻の2人です。13ページは断面図で、2筆とも35cm客土して、隣接する畑、道路と同じ高さにします。14ページは搬入経路図で、○○○○のストックヤードから破線の経路で申請地に土砂を搬入する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地改良の届出について、本案を原案のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号953から1005の52件で、議案番号966は欠番となっております。

総筆数は102筆、総面積は126,808㎡で、田は74筆102,050㎡、畑は28筆24,758㎡、賃貸借は59筆83,805㎡、使用貸借は43筆43,003㎡です。設定の期間は、3年未満が1筆1,151㎡、3年以上6年未満が84筆103,917㎡、6年以上が17筆21,740㎡です。設定の区分は、再設定の計画が16件43筆、47,637㎡、新規の計画が36件、59筆79,171㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、22件で50,573㎡となっております。次に農地所有適格法人の借受けですが、7件で12,816㎡となっております。また、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用した借り受けは、2件で6,923㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、31件で全体の約60％となっております。上記以外の担い手の借り受けは、21件で56,496㎡となっております。

以上、52件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案番号958については、〇〇〇〇〇が受人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇いただき、審議いただきたいと思います。

[〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇]

議 長 それでは、議案番号 9 5 8 の案件につきまして、〇〇〇〇〇〇
(〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
〇〇〇) いたします。

〇委員に退席いただき、議案番号 9 5 8 について、審議いた
します。

〇委員、一時退席をお願いします。

[〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号 9 5 8 について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたし
ます。議案番号 9 5 8 について、本案を承認するに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決
しました。

〇委員は入室してください。

[〇委員 入室]

議 長 それでは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

[〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇]

議 長 次に議案番号 9 9 5 については、〇〇〇〇委員が受人である
(森部会長) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっ
ています。そのため、農業
委員会法第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席
していただき、審議いたします。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決
しました。
○委員は入室してください。

[○委員 入室]

議 長 次に、議案番号958、995、1002、1003以外の案
件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたし
ます。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の議案番号958、995、1002、10
03以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を
求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決
しました。
以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に
入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全
体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了
承されました。
以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解
かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

次長兼農地係長

渋澤 薫

主査

大沢 昌徳

主任

樋口 祥平

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成29年1月26日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

議 長 森 宏 志

署名委員 夏 目 亮 一

署名委員 赤 石 嘉 孝
